

(準用)

第十七条の四十二 第十七条の二十一、第十七条の二十六、第十七条の三十及び第十七条の三十一の規定は、指定資格者証交付機関について準用する。この場合において、第十七条の二十一中「法第二十七条の四第二項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の四第二項」と、第十七条の二十六第一項中「法第二十七条の八第一項前段」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の八第一項前段」と、「試験事務規程」とあるのは「交付等事務規程」と、同条第二項中「法第二十七条の八第一項後段」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の八第一項後段」と、第十七条の三十中「法第二十七条の十三第一項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の十三第一項」と、同条第一号並びに第十七条の三十一第一号及び第二号中「試験事務」とあるのは「交付等事務」と、同条中「法第二十七条の十五第三項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の十五第三項」と読み替えるものとする。

(令第四十四条の法人)

第十八条 令第四十四条の国土交通省令で定める法人は、公益財団法人JKA、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、首都高速道路株式会社、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、地方競馬全国協会、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、東京地下鉄株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農業者年金基金、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条第一項に規定する会社及び同条第二項に規定する地域会社、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社とする。

(経営事項審査の客観的事項)

第十八条の三 法第二十七条の二十三第二項第二号に規定する客観的事項は、経営規模、技術的能力及び次の各号に掲げる事項とする。

一 九 (略)

十 建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に関する建設工に従事する者の取組の状況

2 前項に規定する技術的能力は、次の各号に掲げる事項により評価することにより審査するものとする。

一 (略)

二 工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習であつて、次条から第十八条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録基幹技能者講習」という。）を修了した者の数

三・四 (略)

3 第一項第四号に規定する事項は、次の各号に掲げる事項により評価することにより審査するものとする。

一 (略)

(準用)

第十七条の三十九 第十七条の十八、第十七条の二十三、第十七条の二十七及び第十七条の二十八の規定は、指定資格者証交付機関について準用する。この場合において、第十七条の十八中「法第二十七条の四第二項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の四第二項」と、第十七条の二十三第一項中「法第二十七条の八第一項前段」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の八第一項前段」と、「試験事務規程」とあるのは「交付等事務規程」と、同条第二項中「法第二十七条の八第一項後段」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の八第一項後段」と、第十七条の二十七中「法第二十七条の十三第一項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の十三第一項」と、同条第一号並びに第十七条の二十八第一号及び第二号中「試験事務」とあるのは「交付等事務」と、同条中「法第二十七条の十五第三項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の十五第三項」と読み替えるものとする。

(令第二十七条の十三の法人)

第十八条 令第二十七条の十三の国土交通省令で定める法人は、公益財団法人JKA、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、首都高速道路株式会社、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、地方競馬全国協会、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、東京地下鉄株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農業者年金基金、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条第一項に規定する会社及び同条第二項に規定する地域会社、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社とする。

(経営事項審査の客観的事項)

第十八条の三 法第二十七条の二十三第二項第二号に規定する客観的事項は、経営規模、技術的能力及び次の各号に掲げる事項とする。

一 九 (略)

(新設)
二 前項に規定する技術的能力は、次の各号に掲げる事項により評価することにより審査するものとする。

一 (略)

二 工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習であつて、次条から第十八条の三の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録基幹技能者講習」という。）を修了した者の数

三・四 (略)

3 第一項第四号に規定する事項は、次の各号に掲げる事項により評価することにより審査するものとする。

一 (略)

二 建設業の経理に関する業務の責任者のうち次に掲げる者による建設業の経理が適正に行われたことの確認の有無

イ 公認会計士又は税理士であつて、国土交通大臣の定めるところにより、建設業の経理に必要な知識を習得させるものとして国土交通大臣が指定する研修を受けたもの

ロ 登録経理試験（建設業の経理に必要な知識を確認するための試験であつて、第十八条の十九、第十八条の二十及び第十八条の二十二において準用する第七条の五の規定により国土交通大臣の登録を受けたものをいう。以下同じ。）に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの

ハ 登録経理講習（登録経理試験に合格した者に対する建設業の経理に必要な知識を確認するための講習であつて、第十八条の二十三、第十八条の二十四及び第十九条において準用する第十八条の五の規定により国土交通大臣の登録を受けたものをいう。以下同じ。）を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの

二 国土交通大臣がイからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に必要な知識を有すると認める者

三 建設業に従事する職員のうち前号イから二までに掲げる者の数

（登録の申請）

第十八条の四（略）

2 前条第二項第二号の登録を受けようとする者（以下「登録基幹技能者講習事務申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録基幹技能者講習事務申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条から第十八条の六までにおいて同じ。）にあつては、その代表者の氏名

二・三（略）

四 登録基幹技能者講習委員（第十八条の六第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。次項第四号及び第十八条の十第六号において同じ。）となるべき者の氏名及び略歴並びに同号イ又はロに該当する者にあつては、その旨

五（略）

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〜三（略）

四 登録基幹技能者講習委員のうち、第十八条の六第一項第二号イ又はロに該当する者にあつては、その資格等を有することを証する書類

五〜七（略）

（欠格条項）

第十八条の五 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第十八条の三第二項第二号の登録を受けることができない。

一（略）

二 第十八条の十五の規定により第十八条の三第二項第二号の登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三（略）

二 建設業の経理に関する業務の責任者のうち次に掲げる者による建設業の経理が適正に行われたことの確認の有無

イ 公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者

ロ 建設業の経理に必要な知識を確認するための試験であつて、第十八条の四、第十八条の五及び第十八条の七において準用する第七条の五の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録経理試験」という。）に合格した者

（新設）

（新設）

三 建設業に従事する職員のうち前号イ又はロに掲げる者で建設業の経理に関する業務を遂行する能力を有するものと認められるもの数

（登録の申請）

第十八条の三の二（略）

2 前条第二項第二号の登録を受けようとする者（以下「登録基幹技能者講習事務申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録基幹技能者講習事務申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条から第十八条の三の四までにおいて同じ。）にあつては、その代表者の氏名

二・三（略）

四 登録基幹技能者講習委員（第十八条の三の四第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。以下同じ。）となるべき者の氏名及び略歴並びに同号イ又はロに該当する者にあつては、その旨

五（略）

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〜三（略）

四 登録基幹技能者講習委員のうち、第十八条の三の四第一項第二号イ又はロに該当する者にあつては、その資格等を有することを証する書類

五〜七（略）

（欠格条項）

第十八条の三の三 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第十八条の三第二項第二号の登録を受けることができない。

一（略）

二 第十八条の三の十三の規定により第十八条の三第二項第二号の登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三（略）

(登録の要件等)

第十八条の六 国土交通大臣は、第十八条の四の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第十八条の八第三号の表の上欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。

二 (略)

2 (略)

第十八条の七 (略)

(登録基幹技能者講習事務の実施に係る義務)

第十八条の八 登録基幹技能者講習実施機関は、公正に、かつ、第十八条の六第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録基幹技能者講習事務を行わなければならない。

一 一七 (略)

八 講習の課程を修了した者に対して、別記様式第二十五号の八による登録基幹技能者講習修了証を交付すること。

九 一十 (略)

(登録事項の変更の届出)

第十八条の九 登録基幹技能者講習実施機関は、第十八条の六第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(規程)

第十八条の十 登録基幹技能者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録基幹技能者講習事務に関する規程を定め、当該事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 一十二 (略)

十三 第十八条の十六第三項の帳簿その他の登録基幹技能者講習事務に関する書類の管理に関する事項

十四 (略)

第十八条の十一・第十八条の十二 (略)

(適合命令)

第十八条の十三 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習実施機関の実施する登録基幹技能者講習が第十八条の六第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、当該登録基幹技能者講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十八条の十四 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習実施機関が第十八条の八の規定に違反していると認めるときは、当該登録基幹技能者講習実施機関に対し、同条の規定による登録基幹技能者講習事務を行うべきこと又は登録基幹技能者講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の要件等)

第十八条の三の四 国土交通大臣は、第十八条の三の二の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第十八条の三の六第三号の表の上欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。

二 (略)

2 (略)

第十八条の三の五 (略)

(登録基幹技能者講習事務の実施に係る義務)

第十八条の三の六 登録基幹技能者講習実施機関は、公正に、かつ、第十八条の三の四第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録基幹技能者講習事務を行わなければならない。

一 一七 (略)

八 講習の課程を修了した者に対して、別記様式第三十号による登録基幹技能者講習修了証を交付すること。

九 一十 (略)

(登録事項の変更の届出)

第十八条の三の七 登録基幹技能者講習実施機関は、第十八条の三の四第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(規程)

第十八条の三の八 登録基幹技能者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録基幹技能者講習事務に関する規程を定め、当該事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 一十二 (略)

十三 第十八条の三の十四第三項の帳簿その他の登録基幹技能者講習事務に関する書類の管理に関する事項

十四 (略)

第十八条の三の九・第十八条の三の十 (略)

(適合命令)

第十八条の三の十一 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習実施機関の実施する登録基幹技能者講習が第十八条の三の四第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、当該登録基幹技能者講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十八条の三の十二 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習実施機関が第十八条の三の六の規定に違反していると認めるときは、当該登録基幹技能者講習実施機関に対し、同条の規定による登録基幹技能者講習事務を行うべきこと又は登録基幹技能者講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十八条の十五 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録基幹技能者講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて登録基幹技能者講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第十八条の五第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第十八条の九から第十八条の十一まで、第十八条の十二第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第十八条の十二第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 (略)
- 五 第十八条の十七の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 (略)

第十八条の十六・第十八条の十七 (略)

(公示)

第十八条の十八 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第十八条の九の規定による届出があつたとき。
- 三 第十八条の十一の規定による届出があつたとき。
- 四 第十八条の十五の規定により登録を取り消し、又は登録基幹技能者講習事務の停止を命じたとき。

(登録の申請)

第十八条の十九 (略)

2 (略)

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 四 (略)
- 五 登録経理試験事務申請者が第十八条の二十二において準用する第七条の五各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 六 (略)

(登録の要件等)

第十八条の二十 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 (略)
- 二 次のいずれかに該当する者を二名以上含む十名以上の者によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ (略)

ロ 建設業者のうち株式会社であつて総売上高のうち建設業に係る売上高の割合が五割を超えているものに対し、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十三条の二に規定する監査証明又は会社法第三百九十六条に規定する監査に係る業務(八並びに第十八条の二十四第一項第二号ロ及びハにおいて「建設業監査等」という。)に五年以上従事した者

ハ・ニ (略)

2 (略)

(登録の取消し等)

第十八条の三の十三 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録基幹技能者講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて登録基幹技能者講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第十八条の三の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第十八条の三の七から第十八条の三の九まで、第十八条の三の十第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第十八条の三の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 (略)
- 五 第十八条の三の十五の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 (略)

第十八条の三の十四・第十八条の三の十五 (略)

(公示)

第十八条の三の十六 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第十八条の三の七の規定による届出があつたとき。
- 三 第十八条の三の九の規定による届出があつたとき。
- 四 第十八条の三の十三の規定により登録を取り消し、又は登録基幹技能者講習事務の停止を命じたとき。

(登録の申請)

第十八条の四 (略)

2 (略)

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 四 (略)
- 五 登録経理試験事務申請者が第十八条の七において準用する第七条の五各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 六 (略)

(登録の要件等)

第十八条の五 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 (略)
- 二 次のいずれかに該当する者を二名以上含む十名以上の者によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ (略)

ロ 建設業者のうち株式会社であつて総売上高のうち建設業に係る売上高の割合が五割を超えているものに対し、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十三条の二に規定する監査証明又は会社法第三百九十六条に規定する監査に係る業務(八において「建設業監査等」という。)に五年以上従事した者

ハ・ニ (略)

2 (略)

(登録経理試験事務の実施に係る義務)

第十八条の二十一 登録経理試験実施機関は、公正に、かつ、前条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録経理試験事務を行わなければならない。

一～四 (略)

五 登録経理試験に合格した者に対し、別記様式第二十五号の九による合格証明書(以下「登録経理試験合格証明書」という。)を交付すること。

(準用)

第十八条の二十二 第七条の五、第七条の七及び第七条の九から第七条の十八までの規定は、登録経理試験実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の五	登録を	第十八条の三第三項第二号口の登録を
(略)		
第七条の七第二項	前三条	第十八条の十九、第十八条の二十及び第十八条の二十二において準用する第七条の五
(略)		
第七条の十第九号	登録技術試験合格証明書	登録経理試験合格証明書
(略)		
第七条の十三	登録技術試験が第七条の六第一項	登録経理試験が第十八条の二十第一項
(略)		

(登録経理試験事務の実施に係る義務)

第十八条の六 登録経理試験実施機関は、公正に、かつ、前条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録経理試験事務を行わなければならない。

一～四 (略)

五 登録経理試験に合格した者に対し、別記様式第二十五号の七の二による合格証明書(以下「登録経理試験合格証明書」という。)を交付すること。

(準用規定)

第十八条の七 第七条の五、第七条の七及び第七条の九から第七条の十八までの規定は、登録経理試験実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の五	登録を	第十八条の三第三項第二号口の登録を
第七条の五第二号、第七条の十八第四号	第七条の十五	第十八条の七において準用する第七条の十五
(略)		
第七条の七第二項	前三条	第十八条の四、第十八条の五及び第十八条の七において準用する第七条の五
第七条の九から第七条の十一まで、第七条の十二第一項及び第二項、第七条の十三から第七条の十七まで	登録技術試験実施機関	登録経理試験実施機関
(略)		
第七条の十第九号	登録技術試験合格証明書	登録経理試験合格証明書
第七条の十第十三号	第七条の十六第三項	第十八条の七において準用する第七条の十六第三項
(略)		
第七条の十三	登録技術試験が	登録経理試験が
第七条の六第一項	第七条の六第一項	第十八条の五第一項
(略)		

第七條の十四	第七條の八	第十八條の二十一
第七條の十六第一項	登録技術試験に	登録経理試験に

(登録の申請)

第十八條の二十三 第十八條の三第三項第二号ハの登録は、登録経理講習の実施に関する事務(以下「登録経理講習事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 第十八條の三第三項第二号ハの登録を受けようとする者(以下「登録経理講習事務申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録経理講習事務申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録経理講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 登録経理講習事務を開始しようとする年月日
- 四 登録経理講習委員(次条第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。次項第四号及び第十九条において読み替えて準用する第十八條の十第六号において同じ。)となるべき者の氏名及び略歴並びに次条第一項第二号イからニまでのいずれかに該当する者にあつては、その旨

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 個人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - ロ 略歴を記載した書類
- 二 法人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面
- ハ 申請に係る意思の決定を証する書類
- ニ 役員の氏名及び略歴を記載した書類

第七條の十四	第七條の八	第十八條の六
第七條の十五第一号	第七條の五第一号	第十八條の七において準用する第七條の五第一号
第七條の十五第二号、第七條の十八第二号	第七條の九	第十八條の七において準用する第七條の九
第七條の十五第二号	次条	第七條の十六
第七條の十五第三号	第七條の十二第二項各号	第十八條の七において準用する第七條の十二第二項各号
第七條の十五第四号	前二条	第十八條の七において準用する第七條の十三又は前条
第七條の十五第五号	第七條の十七	第十八條の七において準用する第七條の十七
第七條の十六第一項	登録技術試験に	登録経理試験に
第七條の十八第三号	第七條の十一	第十八條の七において準用する第七條の十一

(新設)

- 三 登録経理講習事務の概要を記載した書類
- 四 登録経理講習委員のうち、次条第一項第二号イからニまでのいずれかに該当する者にあつては、その資格等を有することを証する書類
- 五 登録経理講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
- 六 登録経理講習事務申請者が第十九条において読み替えて準用する第十八条の五各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 七 その他参考となる事項を記載した書類

(登録の要件等)

第十八条の二十四 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 次条第三号の表の上欄に掲げる級ごとに中欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。
- 二 次のいずれかに該当する者を二名以上含む五名以上の者によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において登録経理講習事務に

関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は登録経理講習事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

ロ 建設業者のうち株式会社であつて総売上高のうち建設業に係る売上高の割合が五割を超えているものに対し、建設業監査等に五年以上従事した者

ハ 監査法人の行う建設業監査等にその社員として五年以上関与した公認会計士

ニ 国土交通大臣がイからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

2 第十八条の三第三項第二号ハの登録は、登録経理講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録経理講習事務を行う者（以下「登録経理講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録経理講習事務を行う事務所の名称及び所在地
- 四 登録経理講習事務を開始する年月日

(登録経理講習事務の実施に係る義務)

第十八条の二十五 登録経理講習実施機関は、公正に、かつ、前条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録経理講習事務を行わなければならない。

- 一 講習は、講義及び試験により行うものであること。
- 二 受講者があらかじめ受講を申請した者本人であることを確認すること。
- 三 講義は、次の表の上欄に掲げる級ごとに、同表の中欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、合計六時間以上行うこと。

級	科 目	内 容
一級	一 建設業の原価計算に関する科目	建設工事の施工前における見積り、積算段階における工事原価予測並びに発生原価の把握及び測定による工事原価管理に関する一般的事項

(新設)

(新設)

二級	二 建設業の財務諸表に関する科目	會計理論、會計基準及び建設業の計算書類の作成に関する一般的事項
	三 建設業の財務分析に関する科目	財務諸表等を用いた建設業の経営分析に関する一般的事項
二級	一 建設業の原価計算に関する科目	建設工事の施工前における見積り、積算段階における工事原価予測並びに発生原価の把握及び測定による工事原価管理に関する概略的事項
	二 建設業の財務諸表に関する科目	會計理論、會計基準及び建設業の計算書類の作成に関する概略的事項

四 前号の表の上欄に掲げる級ごとに、同表の中欄に掲げる科目の区分及び同表の下欄に掲げる内容に応じ、教本等必要な教材を用いて実施されること。

五 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。

六 試験は、第三号の表の上欄に掲げる級ごとに、同表の中欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、一時間以上行うこと。

七 終了した試験の問題及び合格基準を公表すること。

八 講習の課程を修了した者に対して、別様式第二十五号の十による登録経理講習修了証を交付すること。

九 講習を実施する日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項及び当該講習が国土交通大臣の登録を受けた講習である旨を公示すること。

十 講習以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が国土交通大臣の登録を受けた講習であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

(準用)

第十九条 第十八条の五、第十八条の七及び第十八条の九から第十八条の十八までの規定は、登録経理講習実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十八条の五、第十八条の七第一項、第十八条の十五第六号及び第十八条の十八第一号	第十八条の三第二項第二号	第十八条の三第三項第二号
第十八条の五第三号、第十八条の十、第十八条の十一(見出しを含む)、第十八条の十四、第十八条の十五、第十八条の十六第三項、第十八条の十七及び第十八条の十八第四号	登録基幹技能者講習事務	登録経理講習事務

第十九条 削除

第十八条の七第二項	前三条	第十八条の二十三、第十八条の二十四及び第十九条において準用する第十八条の五
第十八条の九	第十八条の六第二項第二号	第十八条の二十四第二項第二号
第十八条の十及び第十八条の十六第四項	登録基幹技能者講習の	登録経理講習の
第十八条の第十六号	登録基幹技能者講習委員	登録経理講習委員
第十八条の第十七号及び第八号	登録基幹技能者講習試験	登録経理講習試験
第十八条の第十九号及び第十八条の十六第一項第四号	登録基幹技能者講習修了証	登録経理講習修了証
第十八条の十二第二項及び第十八条の十六第四項	登録基幹技能者講習を	登録経理講習を
第十八条の十三	登録基幹技能者講習が第十八条の六第一項	登録経理講習が第十八条の二十四第一項
第十八条の十四	第十八条の八	第十八条の二十五
第十八条の十六第一項	登録基幹技能者講習に	登録経理講習に

(経営状況分析申請書の記載事項及び様式)

第十九条の三 (略)

2 経営状況分析申請書の様式は、別記様式第二十五号の十一によるものとする。

(経営状況分析申請書の添付書類)

第十九条の四 法第二十七条の二十四第三項の国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 会社法第二条第六号に規定する大会社であつて有価証券報告書提出会社(金融商品取引法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社をいう)である場合においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成された連結会社の直前三年の各事業年度の連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書
- 二・三 (略)

四 建設業以外の事業を併せて営む者にあつては、別記様式第二十五号の十二による直前三年の各事業年度の当該建設業以外の事業に係る売上原価報告書

2 (略)

(経営状況分析申請書の記載事項及び様式)

第十九条の三 (略)

2 経営状況分析申請書の様式は、別記様式第二十五号の八によるものとする。

(経営状況分析申請書の添付書類)

第十九条の四 法第二十七条の二十四第三項の国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 会社法第二条第六号に規定する大会社であつて有価証券報告書提出会社(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社をいう)である場合においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成された連結会社の直前三年の各事業年度の連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書
- 二・三 (略)

四 建設業以外の事業を併せて営む者にあつては、別記様式第二十五号の九による直前三年の各事業年度の当該建設業以外の事業に係る売上原価報告書

2 (略)

（経営状況分析の結果の通知）
第十九条の五 法第二十七条の二十五の通知は、別記様式第二十五号の十三による通知書により行うものとする。

（経営規模等評価申請書の記載事項及び様式）
第十九条の七（略）

2 経営規模等評価申請書の様式は、別記様式第二十五号の十四によるものとする。
（経営規模等評価の結果の通知）

第十九条の九 法第二十七条の二十七の通知は、別記様式第二十五号の十五による通知書により行うものとする。

（再審査の申立て）
第二十条（略）

3 再審査の申立ては、別記様式第二十五号の十四による申立書を経営規模等評価を行った国土交通大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

4・5（略）

（総合評定値の請求）
第二十一条の二（略）

2 総合評定値の請求は、別記様式第二十五号の十四による請求書により行うものとし、当該請求書には、第十九条の五に規定する通知書を添付するものとする。

3（略）

（総合評定値の通知）
第二十一条の四 法第二十七条の二十九第一項及び第三項の規定による通知は、別記様式第二十五号の十五による通知書により行うものとする。

（登録経営状況分析機関の登録の申請）
第二十一条の五 法第二十七条の二十四第一項の登録（以下この条において「登録」という。）を受けようとする者は、別記様式第二十五号の十六の登録経営状況分析機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三（略）
四 登録を受けようとする者が法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の六各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

五（略）
2（略）
（経営状況分析の実施基準）
第二十一条の六 法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の九の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～三（略）
四 経営状況分析申請書等に記載された内容（前号の規定により補正が行われた場合においては、当該補正後の内容）が、国土交通大臣が定める各勘定科目間の関係、各勘定科目に計上された金額等に関する報告基準に該当する場合には、国土交通大臣の定めるところにより、別記様式第二十五号の十七による報告書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出すること。

五・六（略）

（経営状況分析の結果の通知）
第十九条の五 法第二十七条の二十五の通知は、別記様式第二十五号の十による通知書により行うものとする。

（経営規模等評価申請書の記載事項及び様式）
第十九条の七（略）

2 経営規模等評価申請書の様式は、別記様式第二十五号の十一によるものとする。
（経営規模等評価の結果の通知）

第十九条の九 法第二十七条の二十七の通知は、別記様式第二十五号の十二による通知書により行うものとする。

（再審査の申立て）
第二十条（略）

3 再審査の申立ては、別記様式第二十五号の十一による申立書を経営規模等評価を行った国土交通大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

4・5（略）

（総合評定値の請求）
第二十一条の二（略）

2 総合評定値の請求は、別記様式第二十五号の十一による請求書により行うものとし、当該請求書には、第十九条の五に規定する通知書を添付するものとする。

3（略）

（総合評定値の通知）
第二十一条の四 法第二十七条の二十九第一項及び第三項の規定による通知は、別記様式第二十五号の十二による通知書により行うものとする。

（登録経営状況分析機関の登録の申請）
第二十一条の五 法第二十七条の二十四第一項の登録（以下この条において「登録」という。）を受けようとする者は、別記様式第二十五号の十三の登録経営状況分析機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三（略）
四 登録を受けようとする者が法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の五各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

五（略）
2（略）
（経営状況分析の実施基準）
第二十一条の六 法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の八の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～三（略）
四 経営状況分析申請書等に記載された内容（前号の規定により補正が行われた場合においては、当該補正後の内容）が、国土交通大臣が定める各勘定科目間の関係、各勘定科目に計上された金額等に関する報告基準に該当する場合には、国土交通大臣の定めるところにより、別記様式第二十五号の十四による報告書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出すること。

五・六（略）

(経営状況分析規程の記載事項)
第二十一条の七 法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十一第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 一〇九 (略)

(帳簿)
第二十一条の八 法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十七の経営状況分析に
 関し国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 一〇五 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、
 必要に応じ登録経営状況分析機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示
 されるときは、当該記録をもつて法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十七
 に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録経営状況分析機関は、法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十七に規
 定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、
 経営状況分析を行った日から五年間保存しなければならない。

4 (略)

(経営状況分析結果の報告)
第二十一条の九 登録経営状況分析機関は、経営状況分析を行ったときは、国土交通大臣の定め
 る期日までに別記様式第二十五号の十八による報告書を国土交通大臣に提出しなければならない
 い。

2 (略)

(準用)

第二十一条の十 第十七条の五、第十七条の十一から第十七条の十三まで及び第十七条の十五の
 規定は登録経営状況分析機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規
 定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十七条の五	(略)	(略)
	法第二十六条の八第一項	法第二十七条の三十二におい て準用する法第二十六条の八 第一項
第十七条の十一	法第二十六条の十二	法第二十七条の三十二におい て準用する法第二十六条の十 二
第十七条の十一及び第十 七条の十五（見出しを含 む。）	(略)	(略)

(経営状況分析規程の記載事項)
第二十一条の七 法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十第二項の国土交通省
 令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 一〇九 (略)

(帳簿)
第二十一条の八 法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十六の経営状況分析に
 関し国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 一〇五 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、
 必要に応じ登録経営状況分析機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示
 されるときは、当該記録をもつて法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十六
 に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録経営状況分析機関は、法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十六に規
 定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、
 経営状況分析を行った日から五年間保存しなければならない。

4 (略)

(経営状況分析結果の報告)
第二十一条の九 登録経営状況分析機関は、経営状況分析を行ったときは、国土交通大臣の定め
 る期日までに別記様式第二十五号の十五による報告書を国土交通大臣に提出しなければならな
 い。

2 (略)

(準用)

第二十一条の十 第十七条の五、第十七条の八から第十七条の十まで及び第十七条の十二の規定
 は登録経営状況分析機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中
 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十七条の五	(略)	(略)
	法第二十六条の七第一項	法第二十七条の三十二におい て準用する法第二十六条の七 第一項
第十七条の八（見出しを 含む）、第十七条の第十 一項及び第十七条の十二	登録講習実施機関	登録経営状況分析機関
第十七条の八	法第二十六条の十一	法第二十七条の三十二におい て準用する法第二十六条の十 一
第十七条の八及び第十七 条の十二（見出しを含 む。）	(略)	(略)

第十七条の十二	法第二十六条の十三第二項第三号	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十三第二項第三号
第十七条の十三第一項	法第二十六条の十三第二項第四号	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十三第二項第四号
第十七条の十五	法第二十六条の十八第二項	(略)

(建設業者団体の届出)

第二十三条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定により国土交通大臣に届出をした建設業者団体は、同項に掲げる事項のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、その内容を国土交通大臣に届け出ることができる。

一 建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に関する取組を実施している場合(次号に該当する場合を除く)。

二 建設工事に従事する者の建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上並びに処遇の改善に関する取組を支援する事業を実施している場合

三 災害が発生した場合における当該災害を受けた地域の公共施設その他の施設の復旧工事の円滑かつ迅速な実施を図るために必要な措置を講じている場合

5 国土交通大臣は、前項の届出があつた場合において、その内容が建設工事の適正な施工の確保及び建設業の健全な発達に特に資するものであり、かつ、法令に違反しないと認めるときは、当該取組が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(証明書の様式)

第二十四条 法第三十一条第二項において準用する法第二十六条の二十一第二項に規定する証明書の様式は、別記様式第二十七号によるものとする。

(帳簿の記載事項等)

第二十六条 法第四十条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 下請負人と締結した建設工事の下請契約に関する次に掲げる事項

イ 八 (略)

二 ロの下請契約が法第二十四条の六第一項に規定する下請契約であるときは、当該下請契約に関する次に掲げる事項

(1) 四 (略)

第十七条の九	法第二十六条の十二第二項第三号	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十二第二項第三号
第十七条の十第一項	法第二十六条の十二第二項第四号	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十二第二項第四号
第十七条の第十二項	前項各号	第二十一条の十において準用する第十七条の十第一項各号
第十七条の十二	法第二十六条の十七第二項	(略)

(建設業者団体の届出)

第二十三条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定により国土交通大臣に届出をした建設業者団体は、同項に掲げる事項のほか、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に関する取組を実施している場合には、当該取組の内容を国土交通大臣に届け出ることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

5 国土交通大臣は、前項の規定による届出のあつた取組の内容が、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に資するものであり、かつ、法令に違反しないと認めるときは、当該取組が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(立入検査をする職員の証票)

第二十四条 法第三十一条第二項の規定により立入検査をする職員が携帯すべき証票は、別記様式第二十七号による。

(帳簿の記載事項等)

第二十六条 法第四十条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 下請負人と締結した建設工事の下請契約に関する次に掲げる事項

イ 八 (略)

二 ロの下請契約が法第二十四条の五第一項に規定する下請契約であるときは、当該下請契約に関する次に掲げる事項

(1) 四 (略)

2 法第四十条の三に規定する帳簿には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 前項第四号ロの下請契約が法第二十四条の六第一項に規定する下請契約であるときは、当該下請契約に関する同号二(1)に掲げる事項を証する書面又はその写し

三 前項第二号イの建設工事について施工体制台帳を作成しなければならないときは、当該施工体制台帳のうち次に掲げる事項が記載された部分(第十四条の五第一項の規定により次に掲げる事項の記載が省略されているときは、当該事項が記載された同項の書類を含む)。

イ 主任技術者又は監理技術者の氏名及びその有する主任技術者資格又は監理技術者資格並びに第十四条の二第一項第二号トに規定する者を置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその者が有する主任技術者資格

ロ、二 (略)

3、6 (略)

7 第二項各号に掲げる書類がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項各号に規定する添付書類に代えることができる。

8 (略)

(証明書の様式)

第二十九条 法第四十一条の二第五項において準用する法第二十六条の二十一第二項に規定する証明書の様式は、別記様式第三十号によるものとする。

(権限の委任)

第三十条 法、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、建設業者、法第三条第一項の許可を受けようとする者、譲受人、合併存続法人等、分割承継法人若しくは相続人の主たる営業所の所在地、法第七条第二号ハ、法第十五条第二号ハ若しくは第七条第一号ハの認定若しくは法第二十七条第五項の合格証明書の交付を受けようとする者若しくは令第四十条第一項の規定により合格を取り消された者の住所地又は建設業者団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十九条の六第二項から第四項まで(同項については、同条第二項の勧告に関する部分に限る)、法第二十五条の二十七第三項、法第二十七条の三十八、法第二十七条の三十九第二項、法第二十八条第一項、第三項及び第七項、法第二十九条、法第二十九条の二第一項、法第二十九条の三第三項、法第二十九条の四、法第三十一条第一項、法第四十一条並びに法第四十一条の二(第五項を除く)並びに第二十三条第五項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

(削る)

一、三 (略)

四 登録講習実施機関及び登録経営状況分析機関に関する法第二十六条の七(法第二十六条の八第二項において準用する場合を含む)、法第二十六条の十から法第二十六条の十二まで(法第二十六条の十一第二項を除く)並びに法第二十六条の十四から法第二十六条の十六まで(法第二十七条の三十二においてこれらの規定を準用する場合を含む)、法第二十六条の十

2 法第四十条の三に規定する帳簿には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 前項第四号ロの下請契約が法第二十四条の五第一項に規定する下請契約であるときは、当該下請契約に関する同号二(1)に掲げる事項を証する書面又はその写し

三 前項第二号イの建設工事について施工体制台帳を作成しなければならないときは、当該施工体制台帳のうち次に掲げる事項が記載された部分(第十四条の五第一項の規定により次に掲げる事項の記載が省略されているときは、当該事項が記載された同項の書類を含む)。

イ 主任技術者又は監理技術者の氏名及びその有する主任技術者資格又は監理技術者資格並びに第十四条の二第一項第二号へに規定する者を置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格

ロ、二 (略)

3、6 (略)

7 法第十九条第三項に規定する措置が講じられた場合にあつては、契約事項等が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて第二項第一号に規定する添付書類に代えることができる。

8 (略)

(新設)

第二十九条 法、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、建設業者若しくは法第三条第一項の許可を受けようとする者の主たる営業所の所在地、法第七条第一号ロ、第二号ハ若しくは法第十五条第二号ハの認定若しくは法第二十七条第三項の合格証明書の交付を受けようとする者若しくは令第二十七条の九第一項の規定により合格を取り消された者の住所地又は建設業者団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第二十五条の二十七第二項、法第二十七条の三十八、法第二十七条の三十九第二項、法第二十八条第一項、第三項及び第七項、法第二十九条、法第二十九条の二第一項、法第二十九条の三第三項、法第二十九条の四、法第三十一条第一項並びに法第四十一条並びに第二十三条第五項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

(権限の委任)

一 法第七条第一号ロの規定により認定すること(外国における経験に関するものに限る)。

二、四 (略)

五 登録講習実施機関及び登録経営状況分析機関に関する法第二十六条の六(法第二十六条の七第二項において準用する場合を含む)、法第二十六条の九から法第二十六条の十五まで(法第二十六条の十第二項を除く)並びに法第二十六条の十三から法第二十六条の十五まで(法第二十七条の三十二においてこれらの規定を準用する場合を含む)、法第二十六条の十七第

八 第一項、法第二十六条の二十、法第二十六条の二十一第一項並びに法第二十六条の二十二（法第二十七条の三十二においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、法第二十七条の三十一第二項及び第三項（法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の八第二項において準用する場合を含む。）並びに法第二十七条の三十五第一項及び第二項の規定による権限

五十三 (略)

十四 令第二十八条第二号の規定により認定すること。

十五 技術検定に関する令第三十四条第三項、令第三十六条第一項第四号並びに第二項第一号ロ(5)及び第二号ロ(3)、令第三十七条、令第三十八条、令第四十条第一項並びに令第四十一条第一項の規定による権限

十六 令第四十四条第二号の規定により指定すること。

十七 第七条第一号ハの規定により認定すること（外国における経験に関するものに限る。）。

十八 登録技術試験実施機関及び登録経理試験実施機関に関する第七条の四第二項及び第七條の六第一項（第七条の七第二項（第十八条の二十二において準用する場合を含む。）においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第七条の九から第七条の十一まで及び第七條の十三から第七條の十五まで（第十八条の二十二においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第七條の十七及び第七條の十八（第十八条の二十二においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十八条の十九第二項並びに第十八条の二十第一項の規定による権限

十九 登録講習実施機関及び登録経営状況分析機関に関する第十七条の四（第十七条の五（第二十一条の十において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第十七条の十一及び第十七條の十五（第二十一条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十七條の十六第一項、第二十一条の六第二号並びに第二十一条の九第一項の規定による権限

二十 指定試験機関及び指定資格者証交付機関に関する第十七条の二十第一項、第十七条の二十一（第十七条の四十二において準用する場合を含む。）、第十七条の二十二第一項、第十七條の二十四、第十七條の二十六（第十七條の四十二において準用する場合を含む。）、第十七條の二十七、第十七條の二十九第一項、第十七條の三十及び第十七條の三十一（第十七條の四十二においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十七條の三十八第一項、第十七條の四十並びに第十七條の四十一の規定による権限

二十一 資格者証に関する第十七条の三十二第一項及び第三項（第十七条の三十六第二項において準用する場合を含む。）、第十七條の三十三第三項、第十七條の三十四第一項及び第三項並びに第十七條の三十五第一項及び第四項の規定による権限

二十二 登録基幹技能者講習機関及び登録経理講習実施機関に関する第十八條の四第二項、第十八條の六第一項、第十八條の九から第十八條の十一まで（第十九條においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十八條の十三から第十八條の十五まで（第十九條においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十八條の十七及び第十八條の十八（第十九條においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十八條の二十三第二項並びに第十八條の二十四の規定による権限

二十三 (略)

二十四 別記様式第二十五号の十一及び第二十五号の十四の規定により認定すること。

一 項、法第二十六条の十九、法第二十六条の二十第一項並びに法第二十六条の二十一（法第二十七条の三十二においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、法第二十七条の三十一第二項及び第三項（法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の七第二項において準用する場合を含む。）並びに法第二十七条の三十五第一項及び第二項の規定による権限

六十四 (略)

(新設)

十五 技術検定に関する令第二十七条の三第三項、令第二十七条の五第一項第四号及び第二項第三号、令第二十七条の六、令第二十七条の七、令第二十七条の九第一項並びに令第二十七条の十の規定による権限

十六 令第二十七条の十三第二号の規定により指定すること。

(新設)

十六の二 登録技術試験実施機関及び登録経理試験実施機関に関する第七条の四第二項及び第七條の六第一項（第七条の七第二項（第十八条の七において準用する場合を含む。）においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第七条の九から第七條の十一まで及び第七條の十三から第七條の十五まで（第十八条の七においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第七條の十七及び第七條の十八（第十八条の七においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十八条の四第二項並びに第十八条の五第一項の規定による権限

十七 登録講習実施機関及び登録経営状況分析機関に関する第十七条の四（第十七条の五（第二十一条の十において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第十七條の八及び第十七條の十二（第二十一条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十七條の十三第三項、第二十一条の六第二号並びに第二十一条の九第一項の規定による権限

十八 指定試験機関及び指定資格者証交付機関に関する第十七条の十七第一項、第十七條の十八（第十七條の三十九において準用する場合を含む。）、第十七條の十九第一項、第十七條の二十一、第十七條の二十三（第十七條の三十九において準用する場合を含む。）、第十七條の二十四、第十七條の二十六第一項、第十七條の二十七及び第十七條の二十八（第十七條の三十九においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十七條の三十五第一項、第十七條の三十七並びに第十七條の三十八の規定による権限

十九 資格者証に関する第十七条の二十九第一項及び第三項（第十七条の三十三第二項において準用する場合を含む。）、第十七條の三十第三項、第十七條の三十一第一項及び第三項並びに第十七條の三十二第一項及び第四項の規定による権限

(新設)

二十 (略)

二十一 (略)

二十一 別記様式第二十五号の八及び第二十五号の十一の規定により認定すること。

様式第一号（第二条関係）

（略）

兼業の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(1.有) 2.無	建設業以外に行っている営業の種類	_____
-------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------	------------------	-------

（略）

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、十九条の八関係）

記載要領

1～7 （略）

8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。

9～12 （略）

様式第三号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

（略）

様式第四号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

記載要領

1 この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。

2・3 （略）

様式第一号（第二条関係）

（略）

兼業の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(1.有) 2.無	建設業以外に行っている営業の種類	_____
経営業務の管理責任者の氏名	_____						

（略）

様式第二号（第二条、十九条の八関係）

記載要領

1～7 （略）

8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。

9～12 （略）

様式第三号（第二条関係）

（略）

様式第四号（第二条関係）

記載要領

1 この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、営業所ごとに記載すること。

2・3 （略）

様式第六号 (第二条、第十三条の二、第十三条の三関係)

(用紙A4)

誓 約 書

申請者、申請者及び建設業法施行令第3条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号(同法第17条において準用される場合を含む。)に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

申請者
地方整備局長
北海道開発局長
知事
殿

記載要領

「申請者、申請者及び建設業法施行令第3条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号(同法第17条において準用される場合を含む。)に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。」

については不要なものを消すこと

様式第六号 (第二条関係)

(用紙A4)

誓 約 書

申請者、申請者の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、同法第8条各号(同法第17条において準用される場合を含む。)に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日
申請者

地方整備局長
北海道開発局長
知事
殿

記載要領

「申請者、申請者の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、同法第8条各号(同法第17条において準用される場合を含む。)に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。」

については、不要なものを消すこと。

様式第七号 (第三条関係)

常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書

(用紙A4) 0 0 0 0 0 2

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ { (1) (2) (3) } に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月 証明者と被証明者との関係 備考 令和 年 月 日

証明者 _____ 印

(2) 下記の者は、許可申請者 { の高勤の役員 } の本、支配人 で第7条第1号イ { (1) (2) (3) } に該当する者であることを相違ありません。 令和 年 月 日

地方整備局長 北海道開発局長 知事 申請者 届出者 _____ 印

申請又は届出の区分 項番 1 7 2 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等) 令和 年 月 日

大臣コード 国土交通大臣 許可 (特-) 第 号 令和 年 月 日 許可年月日 許可番号 1 8 3 記

【新規・変更後・常勤役員等の更新等】 氏名のフリガナ 1 9 3 元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M) 氏名 2 0 3 5 10 生年月日 13 14 15 16 17 18 19 住所 _____

【変更前】 氏名 2 1 3 5 10 元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M) 生年月日 13 14 15 16 17 18 19

備考 常勤役員等の関係については、別紙による。

様式第七号 (第三条関係)

経営業務の管理責任者証明書

(用紙A4) 0 0 0 0 0 2

(1) 下記の者は、工業業に関し、次のとおり経営業務の管理責任者としての経験を有することを証明します。

役職名等 経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月 証明者と被証明者との関係 備考 令和 年 月 日

証明者 _____ 印

(2) 下記の者は、許可申請者 { の高勤の役員 } の本、支配人 で建設業法第7条第1号イ { 1 } に該当する者であることを相違ありません。 令和 年 月 日

地方整備局長 北海道開発局長 知事 申請者 届出者 _____ 印

申請又は届出の区分 項番 1 7 3 (1. 新規 2. 変更 3. 経営業務の管理責任者の追加 4. 経営業務の管理責任者の更新等) 令和 年 月 日

大臣コード 国土交通大臣 許可 (特-) 第 号 令和 年 月 日 許可年月日 許可番号 1 8 3 記

【新規・変更後・経営業務の管理責任者の追加・経営業務の管理責任者の更新等】 氏名のフリガナ 1 9 3 元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M) 氏名 2 0 3 5 10 生年月日 13 14 15 16 17 18 19 住所 _____

【変更前】 氏名 2 1 3 5 10 元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M) 生年月日 13 14 15 16 17 18 19

備考 経営業務の管理責任者の関係については、別紙による。

記載要領

- この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成すること。
- (1)の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者(法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人)とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができ、この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。

なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。

3	「(1)の常勤の役員 本 支 配 人」	「地方整備局長 北海道開発局長 知事」	「申請者 届出者」	「国土交通大臣 知事」	及び「総 務」	「特」	「(2)の常勤の役員 本 支 配 人」	「地方整備局長 北海道開発局長 知事」	「申請者 届出者」	「国土交通大臣 知事」	及び「総 務」	「特」

では、不要ものを消すこと。4から6までは表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

- 「1.新規」又は「2.変更」の申請又は届出の区分の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
- 「1.新規」又は「2.変更」の申請又は届出の区分の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
- 「1.新規」又は「2.変更」の申請又は届出の区分の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

また、「1.新規」又は「2.変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「3.変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。

- 「変更の年月日」の欄は、5により7の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入し、「2」又は「3」を記入した場合は、「2.変更」又は「3.変更」の申請又は届出の区分の欄に「2」又は「3」を記入すること。
- 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により7の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合は、「2.変更」又は「3.変更」の申請又は届出の区分の欄に「2」又は「3」を記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えは001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

8 氏名のフリガナの欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えは又はのように1文字として扱うこと。

9 及びの欄は、氏名の間に1カラム空けて、例えは因因のように左詰めで文字をカラムに記入すること。また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えは01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

記載要領

- この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成すること。
- (1)の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者(法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人)とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができ、この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。

なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。

3	「(1)の常勤の役員 本 支 配 人」	「地方整備局長 北海道開発局長 知事」	「申請者 届出者」	「国土交通大臣 知事」	及び「総 務」	「特」	「(2)の常勤の役員 本 支 配 人」	「地方整備局長 北海道開発局長 知事」	「申請者 届出者」	「国土交通大臣 知事」	及び「総 務」	「特」

では、不要ものを消すこと。4から6までは表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

- 「1.新規」又は「2.変更」の申請又は届出の区分の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
- 「1.新規」又は「2.変更」の申請又は届出の区分の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
- 「1.新規」又は「2.変更」の申請又は届出の区分の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

また、「1.新規」又は「2.変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・経営業務の管理責任者の追加・経営業務の管理責任者の更新等】の欄に記入し、「3.変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・経営業務の管理責任者の追加・経営業務の管理責任者の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。

- 「変更又は追加をした年月日」の欄は、5により7の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入し、「2」又は「3」を記入した場合は、「2.変更」又は「3.変更」の申請又は届出の区分の欄に「2」又は「3」を記入すること。
- 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により7の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合は、「2.変更」又は「3.変更」の申請又は届出の区分の欄に「2」又は「3」を記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えは001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

8 氏名のフリガナの欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えは又はのように1文字として扱うこと。

9 及びの欄は、氏名の間に1カラム空けて、例えは因因のように左詰めで文字をカラムに記入すること。また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えは01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

別紙

常勤役員等の略歴書

(用紙A4)

現住所				生年月日	年	月	日生
氏名				年	月	日	
職名							
	期	間	日	従事した職務内容			
職	自	至	日				
	自	至	日				
	自	至	日				
	自	至	日				
	自	至	日				
	自	至	日				
	自	至	日				
	自	至	日				
	自	至	日				
	自	至	日				
	自	至	日				
	自	至	日				
	自	至	日				
	自	至	日				
	自	至	日				
賞	年		月	日	賞 賜 の 内 容		
上記のとおり相違ありません。							
令和 年 月 日				氏 名 印			

証書要領
※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

別紙

経営業務の管理責任者の略歴書

(用紙A4)

現住所				生年月日	年	月	日生
氏名				年	月	日	
職名							
	期	間	日	従事した職務内容			
職	自	至	日				
	自	至	日				
	自	至	日				
	自	至	日				
	自	至	日				
	自	至	日				
	自	至	日				
	自	至	日				
	自	至	日				
	自	至	日				
	自	至	日				
	自	至	日				
	自	至	日				
	自	至	日				
	自	至	日				
賞	年		月	日	賞 賜 の 内 容		
上記のとおり相違ありません。							
令和 年 月 日				氏 名 印			

証書要領
※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

様式第七号の二 (第三条関係)

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
(第一冊)

(用紙A4)
00002

(新設)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ⁽¹⁾に掲げる経験を有することを証明します。
(第二冊)

役職名等
経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月
証明者と被証明者との関係
備考

令和 年 月 日

証明者 _____ 印

(2) 下記の者は、許可申請者⁽¹⁾の常勤の役員⁽²⁾の支配人⁽¹⁾で建設業法第7条第1号ロ⁽¹⁾に該当する者であることを相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事

殿

申請者
届出者

印

申請又は届出の区分 項番¹ 7² 3³ (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更年月日 令和 年 月 日

大臣コード
知事⁴

許可番号 1 8

国土交通大臣許可(機-)⁵
知事⁶

第 号⁷

号⁸

令和 年 月 日

許可年月日

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ

1 9 3
2 0 3 3 5 10

元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M)

生年月日 13 14 15 16 18 日

住所 _____

◎【変更前】

氏名

2 1 3 5 10

元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M)

生年月日 13 14 15 16 18 日

備考 常勤役員等の関係については、別紙による。

(第二面)

(用紙A4)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直役に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

地方整備局長
北海建設部長
知事
令和 年 月 日
申請者 印
届出者

役職名等
経歴年数 年 月から 年 月まで 満 年 月
証明者と被証明者との関係
備考

申請又は届出の区分 1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直役に補佐する者の変更等

発の年月日 令和 年 月 日

大臣
コード

2 3 4

知事

国土交通大臣
知事

許可
特一

号

5 6 7 8 9 10

号

令和 年 月 日

許可年月日

年 月 日

◎【新規・変更後・常勤役員等を直役に補佐する者の変更等】

氏名のフリガナ

2 3 4 5

元号【令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M】

氏名

2 3 4 5 6 7 8 9 10

元号【令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M】

生年月日

13 14 15 16 17 18

年

13 14 15 16 17 18

月

13 14 15 16 17 18

日

住所

◎【変更前】

氏名

2 3 4 5 6 7 8 9 10

元号【令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M】

生年月日

13 14 15 16 17 18

年

13 14 15 16 17 18

月

13 14 15 16 17 18

日

備考

常勤役員等を直役に補佐する者の略歴については、別紙による。

(第三面)

(用紙A4)

下記の者は、次のおり 5 年以上の建設業の労働管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配属するものであることに相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
知事
申請者
届出者
令和 年 月 日
印

役職名等
経歴年数 年 月から 年 月まで 満 年 月
証明者と被証明者との関係
備考

出 発 又 は 戻 出 番 号 の 区 分 ₁ ₂ ₃ ₄ (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

更 新 の 年 月 日 令和 年 月 日
大臣コート
知事 大臣コート
知事 国土交通大臣 許可(機-) 知事 ₅ ₆ ₇ ₈ ₉ ₁₀
許可年月日 令和 年 月 日
記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ ₁ ₂ ₃ ₄ ₅ ₆ ₇ ₈ ₉ ₁₀ ₁₁ ₁₂ ₁₃ ₁₄ ₁₅
氏 名 ₁ ₂ ₃ ₄ ₅ ₆ ₇ ₈ ₉ ₁₀ ₁₁ ₁₂ ₁₃ ₁₄ ₁₅
住 所 _____ 生 年 月 日 ₁₃ ₁₄ ₁₅ 年 ₁₆ ₁₇ 月 ₁₈ 日

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生 年 月 日 ₁₃ ₁₄ ₁₅ 年 ₁₆ ₁₇ 月 ₁₈ 日

◎【変 更 前】

氏 名 ₁ ₂ ₃ ₄ ₅ ₆ ₇ ₈ ₉ ₁₀ ₁₁ ₁₂ ₁₃ ₁₄ ₁₅
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生 年 月 日 ₁₃ ₁₄ ₁₅ 年 ₁₆ ₁₇ 月 ₁₈ 日

備考 常勤役員等を直接に補佐する者の配属については、別紙による。

(第四面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

地方整備局長 北海道開発局長 知事	職 位	申請者 届出者	令和 年 月 日 印
-------------------------	--------	------------	---------------------

役職名等 経験年数	年 月 日から 年 月 日まで	満 年 月
証明者と被証明者との関係 備考		

申請の区分 1 2 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

更新の年月日 令和 年 月 日

許可番号	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4	大臣コード	<input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7
		国土交通大臣 知事	許可年月日 令和 年 月 日
		(機- <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>) 特	申請者 届出者

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 1 2 3 4 5 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 生年月日 13 14 年 16 17 月 18 日

住所 _____

◎【変更前】

氏名 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 13 14 年 16 17 月 18 日

備考 常勤役員等を直接に補佐する者の照搬については、別紙による。

記載要領

- (1) の証明書は、被証明者 1 人について証明者別に作成すること。
- (1) の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。
ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。
なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。
- | | | | |
|-----|---|-----------------------|---|
| (1) | 「 | 常勤の役員 | 」 |
| (2) | 「 | 本
の
支
配
人 | 」 |

、

「	地方整備局長 北海道的開発局長 知事	「	申請者 届出者	」	及び	「	国土交通大臣 知事	」	及び	「	特	」
について												

では、不要のものを消すこと。
④ □ □ □ □ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- ① ⑦ 「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
 - 新規 …………… 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合
②、変更 …………… 現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合
③、常勤役員等の更新等 …… 常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合また、「1、新規」又は「3、常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「2、変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。
 - ② の「[変更の年月日]」の欄は、5 により ① ⑦ の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合、(3) の「変更の年月日」の欄は、10 により直前の ② ② ② ⑦ 又は ③ ① の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。
 - ① ⑧ 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5 により ① ⑦ の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、② ② 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、10 により当該 ② ② ② ⑦ 又は ③ ① 「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、申請又は届出時に受ける許可について記入すること。「許可番号」の欄の「大臣コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば ② ② ① ② ③ ④ 又は ② ① 月 ② ① 日 のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在 2 以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- ⑧ ① ⑨ ④、② ④、③ 及び ④ ② 「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から 2 文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば ③ 又は ④ のように 1 文字として扱うこと。
- ② ② ② ①、② ⑤、② ⑥、② ⑨、③ ③、③ ④ 「氏名」の欄は、姓と名の間は 1 カラム空けて、例えば ③ 因 ④ のように左詰めで文字をカラムに記入すること。
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに格号を記入するとともに、例えば ② ① 月 ② ① 日 のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
- ② ② ②、② ⑦ 及び ③ ① 「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
 - 新規 …………… 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等を補佐する者としての証明を行う場合
②、変更 …………… 現在証明されている常勤役員等を補佐する者に変更があつた場合
③、常勤役員等を補佐する者の更新等 …… 常勤役員等を補佐する者について、現在証明されている者のままとする場合また、「1、新規」又は「3、常勤役員等を補佐する者の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等を補佐する者の更新等】の欄に記入し、「2、変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等を補佐する者の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。
 - 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、常勤役員等を直接に補佐する者それぞれについて別紙 2 を作成し、提出すること。

様式第七号の三 (第三条、第七条の二関係)

健康保険等の加入状況

(用紙A4)

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、提出します。

地方整備局長
北海道庁長官
知事 殿

申請者
届出者
印

令和 年 月 日

許可番号 国土交通大臣許可(第 一)第 号 令和 年 月 日
許可年月日

(営業所毎の保険の加入状況)

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
	(〃)				健康保険	
	(〃)				厚生年金保険	
	(〃)				雇用保険	
	(〃)				健康保険	
	(〃)				厚生年金保険	
	(〃)				雇用保険	
	(〃)				健康保険	
	(〃)				厚生年金保険	
	(〃)				雇用保険	
合計	(〃)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	

(新設)

記載要領

- この表は、次の (1) 及び (2) の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可の申請をする場合
②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可の申請をする場合
③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可の申請をする場合
④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可の申請をする場合
⑤既に受けている建設業の許可についてその更新の申請をする場合
⑥法第17条の2若しくは法第17条の3の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第17条の3の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合
この場合、「(1)」を○で囲み、「届出者」の欄は、許可若しくは承継の認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況を記入すること。
 - ①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があった場合
②新たに営業所を追加した場合
この場合、「(2)」を○で囲み、「届出者」の申請者の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。
 - 「地方整備局長
北海道開発局長
知事」、
「国土交通大臣
及び「特」
知事」
知事」
 - 「申請者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。
6 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
7 「保険加入の状況」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法（大正11年法律第10号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「3」を記入すること。
8 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「3」を記入すること。
9 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業となつたことについて公共職業安定所の長に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。
10 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合）を記載すること。ただし、健康保険法第44条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。
11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。
12 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。

様式第十二号（第四条関係）

記載要領

1～5（略）

6 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

様式第二十号の三（第四条関係）

（用紙A4）

主要取引金融機関名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関

記載要領

- 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
（例 ○○銀行○○支店）

様式第十二号（第四条関係）

記載要領

1～5（略）

6 様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

様式第二十号の三（第四条関係）

（用紙A4）

健康保険等の加入状況

- 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、届出をします。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者 _____ 印

許可年月日 _____
許可番号 国土交通大臣許可（般一）第 _____ 号 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

（営業所毎の保険加入の有無）

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	(人)				健康保険	
	(人)				厚生年金保険	
	(人)				雇用保険	
	(人)				健康保険	
	(人)				厚生年金保険	
	(人)				雇用保険	
	(人)				健康保険	
	(人)				厚生年金保険	
	(人)				雇用保険	
合計	(人)					

記載要領

1 この表は、次の(1)及び(2)の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

(1) ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合

②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合

③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合

④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合

⑤既に受けている建設業の許可についてその更新を申請する場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、申請時の

加入状況を記入すること。

(2) 既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があつた場合

この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の

加入状況を記入すること。

2 「申請者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしよととする者(以下「申請者」という。)の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3 「地方整備局長」「国土交通大臣」及び「特」については、不要のものを消すこと。

4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別添2に記載した順に記載すること。

6 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。()内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記載すること。

7 「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことに於いての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、健康保険法(大正11年法律第70号)第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくかつたものとみなされるものに限る。以下同じ。)については、記入を要しない。

8 「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことに於いての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以上かつたものとみなされるものに限る。以下同じ。については、記入を要しない。

9 「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことに於いての公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。

10 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては健康保険組合名)を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。

11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。

12 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。

(削る)

様式第二十二号の二（第八条、第十条関係）

記載要領

1～8 （略）

9 届出の内容が、第7条第1号に規定する常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者の氏名に係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。

10～23 （略）

様式第二十号の四（第四条関係）

(用紙A4)

主要取引金融機関名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関

記載要領

- 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
(例 ○○銀行○○支店)

様式第二十二号の二（第八条、第十条関係）

記載要領

1～8 （略）

9 届出の内容が、経營業務の管理責任者である役員等の氏名に係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。

10～23 （略）

様式第二十二号の三（第十条の二関係）

(用紙A4)
000008

届 出 書

下記のとおり、
 { (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
 (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
 (3) 専任の技術者を削除した
 (4) 欠格要件に該当するに至った }
 ので届出をします。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

届 出 者 _____ 印

項番 大臣コード
 3
 許 可 番 号 5 1 国土交通大臣 許可 (一般) 第 号 令和 年 月 日

記

{ (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者等〕を満たさなくなった場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 5 2 生年月日 13 14 16 18 日

{ (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなった場合
 (3) 専任の技術者を削除した場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 5 3 生年月日 13 14 16 18 日

営業所の名称 _____ 建設工事の種類 _____

氏 名 5 3 生年月日 13 14 16 18 日

営業所の名称 _____ 建設工事の種類 _____

氏 名 5 3 生年月日 13 14 16 18 日

営業所の名称 _____ 建設工事の種類 _____

(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

(_____)

様式第二十二号の三（第十条の二関係）

(用紙A4)
000008

届 出 書

下記のとおり、
 { (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
 (2) 経営業務の管理責任者を削除した
 (3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
 (4) 専任の技術者を削除した
 (5) 欠格要件に該当するに至った }
 ので届出をします。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

届 出 者 _____ 印

項番 大臣コード
 3
 許 可 番 号 5 1 国土交通大臣 許可 (一般) 第 号 令和 年 月 日

記

{ (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者〕を満たさなくなった場合
 (2) 経営業務の管理責任者を削除した場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 5 2 生年月日 13 14 16 18 日

{ (3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなった場合
 (4) 専任の技術者を削除した場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 5 3 生年月日 13 14 16 18 日

営業所の名称 _____ 建設工事の種類 _____

氏 名 5 3 生年月日 13 14 16 18 日

営業所の名称 _____ 建設工事の種類 _____

氏 名 5 3 生年月日 13 14 16 18 日

営業所の名称 _____ 建設工事の種類 _____

(5) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

(_____)

記載要領

- この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - この場合、「(1)」を○で囲むとともに、「5」[氏名]及び「生年月日」の欄に記入すること。
 - この場合、「(2)」を○で囲むとともに、「5」[氏名]及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
 - 許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、専任の技術者を削除した場合この場合、「(3)」を○で囲むとともに、「5」[氏名]及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
 - 法第8条第1号及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合この場合、「(4)」を○で囲むとともに、「具体的事由」の欄に記入すること。
 - 「地方整備局長 知事」、「国土交通大臣 知事」及び「特」については、不要のものを消すこと。
 - 「届出者」の欄は、この届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
 - で表示された特（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
 - 「許可番号」の欄の「大臣コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
 - また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
 - なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
 - 「5」及び「6」[氏名]の欄は、姓と名の間を1カラム空けて、例えば田中 太郎 のように左詰めで文字をカラムに記入すること。
 - また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
 - 「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事について、次の表の（ ）内に示された略号で記載すること。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅめ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイトル・れんが・フロッグ工事（フ）	機械器具設置工事（機）	

記載要領

- この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - この場合、「(1)」を○で囲むとともに、「5」[氏名]及び「生年月日」の欄に記入すること。
 - 許可を受けている一部の業種を廃業したことに伴い、当該業種に係る経営業務の管理責任者を削除した場合この場合、「(2)」を○で囲むとともに、「5」[氏名]及び「生年月日」の欄に記入すること。
 - 法第7条第2号又は法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合この場合、「(3)」を○で囲むとともに、「5」[氏名]及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
 - 許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、専任の技術者を削除した場合この場合、「(4)」を○で囲むとともに、「5」[氏名]及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
 - 法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合この場合、「(5)」を○で囲むとともに、「具体的事由」の欄に記入すること。
 - 「地方整備局長 知事」、「国土交通大臣 知事」及び「特」については、不要のものを消すこと。
 - 「届出者」の欄は、この届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
 - で表示された特（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
 - 「許可番号」の欄の「大臣コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
 - また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
 - なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
 - 「5」及び「6」[氏名]の欄は、姓と名の間を1カラム空けて、例えば田中 太郎 のように左詰めで文字をカラムに記入すること。
 - また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
 - 「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事について、次の表の（ ）内に示された略号で記載すること。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅめ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイトル・れんが・フロッグ工事（フ）	機械器具設置工事（機）	

様式第二十二号の五 (第十三条の二関係)

譲渡及び譲受け認可申請書

(用紙A4) 00101

この申請書により、建設業の譲渡及び譲受けの認可を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

申請者 譲渡人 申請年月日 令和 年 月 日 印

行政機関記入欄 大臣コード 項番 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 00

大臣コード 国土交通大臣許可 (特-) 第 号 令和 年 月 日 国土交通大臣許可 (特-) 第 号 令和 年 月 日

大臣コード 国土交通大臣許可 (特-) 第 号 国土交通大臣許可 (特-) 第 号

代表者又は個人の名前のフリガナ 代表者又は個人の名 代表者又は個人の名

譲渡及び譲受け後の所在地 譲渡及び譲受け後の主たる営業所在地

郵便番号 フレッズ番号

法人又は個人の名 法人又は個人の名 法人又は個人の名

(新設)

(第2面)

(用紙A4)

<開業人に関する事項>

譲り渡す業種 1 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

番号又は名称のフリガナ 2 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

番号又は名称 2 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

代表者又は個人
の氏名のフリガナ 2 2 3 4 5 6 7 8 9 0

代表者又は個人
の氏名 2 3 4 5 6 7 8 9 0

主たる営業所の
所在地 2 4 5 6 7 8 9 0

主たる営業所の
地 2 5 6 7 8 9 0

郵便番号 2 6 7 8 9 0

フリガナ番号 2 6 7 8 9 0

都道府県名 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

市区町村名 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

資本金額又は出資総額 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

法人又は個人 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

業種の有無 2 3 4 5 6 7 8 9 0

大正
知事コード 2 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

国内交通大臣
知事 2 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

許可番号 2 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

住所等 2 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

フリガナ番号 2 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

氏名 2 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

電話番号 2 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

記帳業務

- 1 「地方整備局長」「国土交通大臣」「一般」としては、不要のものを消すこと。
北府道開発局長 「知事」及び「特」については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その氏名を併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る欄を有することを証する書を添付すること。
- 3 大線の枠内には記入しないこと。
- 4 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1 カラムに 1 文字ずつ順に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば のように左詰めで記入すること。
- 5 「譲渡及び譲受け年月日」の欄は、譲渡及び譲受けを行う年月日を記入すること。
- 6 「譲渡及び譲受けの理由」の欄は、譲渡及び譲受けを行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 「引き続き使用する許可番号」の欄は、譲渡する建設業又は譲受人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行う者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き継ぎ使用することはできないため記入しないこと。
- 8 「譲渡及び譲受け後に譲受人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け譲渡及び譲受けが行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業 (土)	鋼構造物工事業 (鋼)	熱絶縁工事業 (熱)
建築工事業 (建)	鉄筋工事業 (筋)	電気通信工事業 (通)
大工工事業 (大)	舗装工事業 (舗)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	しゅんせつ工事業 (しゆ)	さく井工事業 (井)
とび・土工工事業 (と)	板金工事業 (板)	建具工事業 (具)
石工事業 (石)	ガラス工事業 (ガ)	水道施設工事業 (水)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	消防施設工事業 (消)
電気工事業 (電)	防 waters 工事業 (防)	清掃施設工事業 (清)
電気工事業 (電)	内装仕上工事業 (内)	解体工事業 (解)
パイプ・レンガ・ブロック工事業 (夕)	機械器具施設工事業 (機)	

- 9 「認可申請時において譲受人が許可を受けている建設業」の欄は、譲受人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 10 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば「氏名氏名氏名」のように 1 文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
11 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。
(例)

種 別	略 号
株 式 会 社	(株)
特別有限会社	(特)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)
- 12 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に 1 カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば「氏名氏名氏名」のように 1 文字として扱うこと。
- 13 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に 1 カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 14 「譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在地市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在地市区町村名を記載すること。
- 15 「譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地」又は 「主たる営業所の所在地」の欄は、14 により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区番号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については、「(ハコブツ)」を用いて、例えば のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ「(ハイフン)」で区切り、例えば のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合のみ記入し、株式会社にあつては のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が個人の場合には記入しないこと。
- 17 「6」又は 「7」の欄は、申請者が個人の場合には記入しないこと。資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

18 ①⑧又は②⑨のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ譲受人又は譲渡人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「許可番号」の欄は、「大巨コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従ひ、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば①①①②③④又は①①月①①日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

19 ①⑨「譲り渡す建設業」の欄は、この申請書により譲渡及び譲受けの認可を申請する譲渡人が許可を受けている建設業と同じ要領で記入すること。

20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別紙三

専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分

記号要領

1 「建設工事の種類」の欄は、記載及び課税受付け認可申請書（別記様式第二十二号の五）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事について（ハイフン）で記入して記入すること。

・一般建設業の番号

「1」……………法第 7 条第 2 号イ該当

「4」……………法第 7 条第 2 号ロ該当

「7」……………法第 7 条第 2 号ハ該当

・特定建設業の番号

「2」……………法第 7 条第 2 号イ及び法第 15 条第 2 号ロ該当

「3」……………法第 15 条第 2 号ハ該当（同号イと同等以上）

「5」……………法第 7 条第 2 号ロ及び法第 15 条第 2 号ロ該当

「6」……………法第 15 条第 2 号ハ該当（同号ロと同等以上）

「8」……………法第 7 条第 2 号ハ及び法第 15 条第 2 号ロ該当

「9」……………法第 15 条第 2 号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	舗装工事（舗）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	しゆんせつ工事（しゆ）	造園工事（園）
左官工事（左）	板金工事（板）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	ガラス工事（ガ）	建具工事（具）
石工事（石）	塗装工事（塗）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	防水工事（防）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	内装仕上工事（内）	清掃施設工事（掃）
管工事（管）	機械器具設置工事（機）	解体工事（解）

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第 7 条第 2 号イ及び法第 15 条第 2 号の区分（法第 7 条第 2 号ハに該当する者又は法第 15 条第 2 号イに該当する者）については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

様式第二十二号の六 (第十三条の二関係)

(用紙A4)

(新設)

誓 約 書

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて適用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 年 月 日
申請者 印

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長
知事 」 については、不要のものを消すこと。

様式第二十二号の七 (第十三条の二関係)

(用紙A4)

合併認可申請書

(第1面)

この申請書により、合併の認可を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

申請者

印

印

行政庁側記入欄

大府ユーク 項番 9 国土交通大臣許可 (特) () 解 () 号 () 号 許可年月日 11 13 15
 知事 知事 知事 知事

許可番号 01 令和 年 月 日
 認可申請年月日 02 令和 年 月 日

合併年月日 03 令和 年 月 日

合併理由 04

合併の価格 05 円

引き続き使用する
 許可番号 06 国土交通大臣許可 (特) () 解 () 号 () 号
 知事 知事 知事

＜合併存続法人又は合併により新設される法人に関する事項＞

合併後に営業し上 07 国土交通大臣許可 (特) () 解 () 号 () 号 (1.一般)
 うとする建設業 08 国土交通大臣許可 (特) () 解 () 号 (2.特定)

認可申請時におい
 て合併存続法人が
 建設 08 1. 一般
 2. 特定

商号又は名称の
 フリガナ 09 10 15 20

商号又は名称
 10 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100

代表者の氏名の
 フリガナ 11 12 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100

代表者の氏名
 11 12 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100

合併後の主たる営業
 所の所在地(市町村) 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

合併後の主たる営業
 所の所在地(市町村) 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

郵便番号 15 16 17 18 19 20

電話番号 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

ファックス番号

資本金額等 16 17 18 19 20

資本金額又は出資総額
 19 20 (千円)

法人番号
 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

(新設)

(第2面)

(用紙A4)

業 業 の 有 無 1 7 3 (1. 有)

建設業以外に行っている業業の種類

大臣コード

許 可 番 号 1 8 3

国土交通大臣許可 (般-) 第 5 0 0 0 0 0 号

許可年月日 令和 11 年 00 月 00 日

<合併消滅法人に関する事項>

認可申請時に合併消滅法人の認可を受けている建設業 1 9 3

商号又は名称のフリガナ 2 0 3

23 25 27 29 31 33 35 37 39 41 43 45 47 49

商号又は名称 2 1

23 25 27 29 31 33 35 37 39 41 43 45 47 49

代表者の氏名フリガナ 2 2

3 5 7 9 11 13 15 17 19 21 23 25 27 29 31 33 35 37 39 41 43 45 47 49

代表者の氏名 2 3

3 5 7 9 11 13 15 17 19 21 23 25 27 29 31 33 35 37 39 41 43 45 47 49

主たる営業所の所在地 2 4

都道府県名 10 15 20 25 30 35 40 45 50

郵便番号 2 6

市区町村名 15 20 25 30 35 40 45 50

フリガナ番号

資本金額等 2 7

資本金額又は出資総額 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 (千円)

業 業 の 有 無 2 8 3 (1. 有)

建設業以外に行っている業業の種類

大臣コード

許 可 番 号 2 9 3

国土交通大臣許可 (般-) 第 5 0 0 0 0 号 令和 11 年 00 月 00 日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先

所属等

氏名

電話番号

フリガナ番号

にのみ当該法人番号を記入すること。
18 又は の「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ合併消滅法人又は合併消滅法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば 又は のように入力するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

19 「認可申請時に合併消滅法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する合併消滅法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、

20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他のこの申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

21 合併消滅法人(建設業者としての地位を承継させる者に限る。)が複数ある場合は、〈合併消滅法人に関する事項〉について、合併消滅法人ごとに記載すること。

別紙一

役員等の一覧表

令和 年 月 日

(単位：円)

氏名	役員等の氏名及び役名等	常勤・非常勤の別

1 本人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の10%以上の権利を有する株主若しくは出資の総額の10%以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限り、以下「株主等」という)について記載すること、
2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載すること、 「常勤・非常勤の別」の欄に記載すること並びに、

別紙三

専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、合符認可申請書（別紙様式第二十二号の六）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設工事の種類」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「1-1-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを「ハイフン」で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

- 「1」・・・・・・・・・・法第 7 条第 2 号イ該当
- 「4」・・・・・・・・・・法第 7 条第 2 号ロ該当
- 「7」・・・・・・・・・・法第 7 条第 2 号ハ該当

・特定建設業の場合

- 「2」・・・・・・・・・・法第 7 条第 2 号イ及び法第 15 条第 2 号ロ該当
- 「3」・・・・・・・・・・法第 15 条第 2 号ハ該当（同号イと同等以上）
- 「5」・・・・・・・・・・法第 7 条第 2 号ロ及び法第 15 条第 2 号ロ該当
- 「6」・・・・・・・・・・法第 15 条第 2 号ハ該当（同号ロと同等以上）
- 「8」・・・・・・・・・・法第 7 条第 2 号ハ及び法第 15 条第 2 号ロ該当
- 「9」・・・・・・・・・・法第 15 条第 2 号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	舗装工事（舗）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	しゆんせつ工事（しゆ）	造園工事（園）
左官工事（左）	板金工事（板）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	ガラス工事（ガ）	建具工事（具）
石工事（石）	塗装工事（塗）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	防水工事（防）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	内装仕上工事（内）	清掃施設工事（掃）
管工事（管）	機械器具設置工事（機）	解体工事（解）

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第 7 条第 2 号イ及び法第 15 条第 2 号の区分（法第 7 条第 2 号ハに該当する者又は法第 15 条第 2 号イに該当する者）については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

様式第二十二号の八 (第十三条の二関係)

分割認可申請書

(用紙A4) 00121

(新設)

この申請書により、分割の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

申請者 _____ 印
_____ 印

国土交通大臣
北海道開発局長
知事 殿

行政庁側記入欄

行政庁側記入欄	大臣コード 知事	大臣コード	許可年月日
許可番号	国土交通大臣許可(特-) 第 号	国土交通大臣許可(特-) 第 号	令和 年 月 日
認可申請年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

分割年月日 令和 年 月 日

分割の理由 _____ 印

分割の価格 _____ 円

引き続き使用する
認可番号 _____ 国土交通大臣許可(特-) 第 号

<分割済法人に関する事項>
土達 大左と石原 電管ヲ擴張備しぬ故ヲ遂行内機總運圓井具水消清解 (1.一般)
認可申請時において _____ (2.特定)

商号又は名称のフリガナ _____

商号又は名称 _____

代表者の氏名及びフリガナ _____

代表者の氏名 _____

分割後の主たる営業所の所在地 _____

郵便番号 _____

電話番号 _____

市町村名 _____

フックス番号 _____

資本金額等 _____

資本金額又は出資総額 _____ (千円)

法人番号 _____

記録簿

- 1 「地方整備局長」「国土交通大臣」「一般」とについては、不要のものを消すこと。
北勢道開拓局長 「知事」 及び「特」については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その氏名を併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 本欄の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、「カラム」に1文字ずつ順に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□□□□□のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば□□□□□□□□□□□□のように左詰めで記入すること。
- 5 □□□□□□「分割年月日」の欄は、分割を行う年月日を記入すること。
- 6 □□□□□□「分割の理由」の欄は、分割を行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 □□□□□□「分割後に引き続き使用する許可番号」の欄は、分割承継法人又は分割承継法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 □□□□□□「分割後に営業を行う建設業の欄は、この申請により認可を受け分割が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された欄号のカラムに記入すること。

土木工事業 (土)	建設工事業 (建)	鋼構造物工事業 (鋼)	熱絶縁工事業 (熱)
大工工事業 (大)	大工工事業 (備)	鍛接工事業 (鍛)	電気通信工事業 (通)
左官工事業 (左)	しゅんせつ工事業 (しゆ)	舗装工事業 (舗)	造園工事業 (園)
とび・土工工事業 (と)	板金工事業 (板)	とび・土工工事業 (と)	さく井工事業 (井)
石工事業 (石)	ガラス工事業 (ガ)	石工事業 (石)	建具工事業 (具)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	土工事業 (工)	水道施設工事業 (水)
電気工事業 (電)	防水工事業 (防)	電気工事業 (電)	消防施設工事業 (消)
電気工事業 (管)	内装仕上工事業 (内)	電気工事業 (管)	清掃施設工事業 (清)
カラム、レムが、フロッグ工事業 (フ)	機械器具施設工事業 (機)	電気工事業 (管)	解体工事業 (解)

- 9 □□□□□□「認可申請書において分割承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、分割承継法人が建設業者である場合に、認可申請書において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 10 □□□□□□「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カラムで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば「例えは」のように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等は「例えは」のように1文字として扱うこと。
フリガナについては次の表の欄号を用いること。
- 11 □□□□□□「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の欄号を用いること。
（例）

A	種別	略号
B	種別	略号
C	種別	略号
D	種別	略号
E	種別	略号
F	種別	略号
G	種別	略号
H	種別	略号
I	種別	略号
J	種別	略号
K	種別	略号
L	種別	略号
M	種別	略号
N	種別	略号
O	種別	略号
P	種別	略号
Q	種別	略号
R	種別	略号
S	種別	略号
T	種別	略号
U	種別	略号
V	種別	略号
W	種別	略号
X	種別	略号
Y	種別	略号
Z	種別	略号
1	種別	略号
2	種別	略号
3	種別	略号
4	種別	略号
5	種別	略号
6	種別	略号
7	種別	略号
8	種別	略号
9	種別	略号
0	種別	略号
10	種別	略号
11	種別	略号
12	種別	略号
13	種別	略号
14	種別	略号
15	種別	略号
16	種別	略号
17	種別	略号
18	種別	略号
19	種別	略号
20	種別	略号
21	種別	略号
22	種別	略号
23	種別	略号
24	種別	略号
25	種別	略号
26	種別	略号
27	種別	略号
28	種別	略号
29	種別	略号
30	種別	略号
31	種別	略号
32	種別	略号
33	種別	略号
34	種別	略号
35	種別	略号
36	種別	略号
37	種別	略号
38	種別	略号
39	種別	略号
40	種別	略号
41	種別	略号
42	種別	略号
43	種別	略号
44	種別	略号
45	種別	略号
46	種別	略号
47	種別	略号
48	種別	略号
49	種別	略号
50	種別	略号
51	種別	略号
52	種別	略号
53	種別	略号
54	種別	略号
55	種別	略号
56	種別	略号
57	種別	略号
58	種別	略号
59	種別	略号
60	種別	略号
61	種別	略号
62	種別	略号
63	種別	略号
64	種別	略号
65	種別	略号
66	種別	略号
67	種別	略号
68	種別	略号
69	種別	略号
70	種別	略号
71	種別	略号
72	種別	略号
73	種別	略号
74	種別	略号
75	種別	略号
76	種別	略号
77	種別	略号
78	種別	略号
79	種別	略号
80	種別	略号
81	種別	略号
82	種別	略号
83	種別	略号
84	種別	略号
85	種別	略号
86	種別	略号
87	種別	略号
88	種別	略号
89	種別	略号
90	種別	略号
91	種別	略号
92	種別	略号
93	種別	略号
94	種別	略号
95	種別	略号
96	種別	略号
97	種別	略号
98	種別	略号
99	種別	略号
00	種別	略号
- 12 □□□□□□「代表者の氏名のフリガナ」の欄は、カラムで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば「例えは」のように1文字として扱うこと。
- 13 □□□□□□「代表者の氏名」の欄は、法人の代表者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 14 □□□□□□「分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄及び「14」の欄及び「14」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 15 □□□□□□「分割後の主たる営業所の所在地」の欄は「14」に主たる営業所の所在地の欄は、14ににより記入した市区町村コードによって表される市区町村に該当する区、町、丁目、番、号及び「号」について「区」「町」「丁目」「番」及び「号」の欄を用いて、例えば「東京都中央区千代田2-1-1」のように記入すること。
- 16 □□□□□□「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ「ハイフン」で区切り、例えば「03-XXXX-XXXX」のように左詰めで記入すること。
- 17 □□□□□□「資本金額又は出資総額」の欄は、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入すること。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

18 ① ⑧又は⑨のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ分割承継法人又は分割被承継法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば⑩⑪⑫⑬又は⑭⑮⑯⑰⑱のよう、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在 2 以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

19 ①⑨ 「認可申請時に分割被承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する分割被承継法人が許可を受けている建設業を 8 と同じ要領で記入すること。

20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

21 分割被承継法人（建設業者としての地位を承継させる者に限る。）が複数ある場合は、＜分割被承継法人に関する事項＞については、分割被承継法人ごとに作成すること。

別紙一

役員等の一覧表

令和 年 月 日

(用紙A4)

氏 名	役員等の氏名及び役名等	常勤・非常勤の別

1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額が1000万円に相当する出資をしている者（個人であるものに限り、以下「株主等」という。）について記載すること。
 2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄は記載することはない。

営業所一覧表

行政庁制記入欄	区	分	項	目	知事	大庄	コード	許可年月日
	8	1	1					
				項	目	国土交通大臣 許可 (特 別 号)		令和 年 月 日
	8	2	1					

(主たる営業所)

主たる営業所の
名 称 _____
〒 _____ 土建 六左と 石屋 電管 夕桐 筋 雜 込 坂 丁 湯 沼 内 機 殻 造 理 園 井 具 本 酒 造 解
営業しようとする建設業 _____ (1. 一般)
_____ (2. 特 定)

(従たる営業所)

従たる営業所の
名 称 _____
〒 _____
11 _____ 20 _____ 30 _____ 40 _____ 50 _____
21 _____ 31 _____ 41 _____ 51 _____
31 _____ 41 _____ 51 _____
41 _____ 51 _____
51 _____

内 容

従たる営業所の
所在地市町村
名 称 _____ 番 道 町 組 名 _____ 市 区 町 村 名 _____
〒 _____ 11 _____ 20 _____ 30 _____ 40 _____ 50 _____
21 _____ 31 _____ 41 _____ 51 _____
31 _____ 41 _____ 51 _____
41 _____ 51 _____
51 _____

営業しようとする建設業 _____ (1. 一般)
_____ (2. 特 定)

(従たる営業所)

従たる営業所の
名 称 _____
〒 _____
11 _____ 20 _____ 30 _____ 40 _____ 50 _____
21 _____ 31 _____ 41 _____ 51 _____
31 _____ 41 _____ 51 _____
41 _____ 51 _____
51 _____

内 容

従たる営業所の
所在地市町村
名 称 _____ 番 道 町 組 名 _____ 市 区 町 村 名 _____
〒 _____ 11 _____ 20 _____ 30 _____ 40 _____ 50 _____
21 _____ 31 _____ 41 _____ 51 _____
31 _____ 41 _____ 51 _____
41 _____ 51 _____
51 _____

営業しようとする建設業 _____ (1. 一般)
_____ (2. 特 定)

別紙三

専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者や専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「1-1-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の()内に示された略号とを「ハイフン」で結んで記載すること。

- ・一般建設業の場合
 - 「1」・・・・・・・・・・法第 7 条第 2 号イ該当
 - 「4」・・・・・・・・・・法第 7 条第 2 号ロ該当
 - 「7」・・・・・・・・・・法第 7 条第 2 号ハ該当

- ・特定建設業の場合
 - 「2」・・・・・・・・・・法第 7 条第 2 号イ及び法第 15 条第 2 号ロ該当
 - 「3」・・・・・・・・・・法第 15 条第 2 号ハ該当 (同号イと同等以上)
 - 「5」・・・・・・・・・・法第 7 条第 2 号ロ及び法第 15 条第 2 号ロ該当
 - 「6」・・・・・・・・・・法第 15 条第 2 号ハ該当 (同号ロと同等以上)
 - 「8」・・・・・・・・・・法第 7 条第 2 号ハ及び法第 15 条第 2 号ロ該当
 - 「9」・・・・・・・・・・法第 15 条第 2 号イ該当

土木一式工事 (土)	鋼構造物工事 (鋼)	熱絶縁工事 (絶)
建築一式工事 (建)	舗装工事 (舗)	電気通信工事 (通)
大工工事 (大)	しゅんせつ工事 (しゆ)	造園工事 (園)
左官工事 (左)	板金工事 (板)	さく井工事 (井)
とび・土工・コンクリート工事 (と)	ガラス工事 (ガ)	建具工事 (具)
石工事 (石)	塗装工事 (塗)	水道施設工事 (水)
屋根工事 (屋)	防水工事 (防)	消防施設工事 (消)
電気工事 (電)	内装仕上工事 (内)	清掃施設工事 (掃)
管工事 (管)	機械器具設置工事 (機)	解体工事 (解)

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者や専任の技術者として該当する法第 7 条第 2 号及び法第 15 条第 2 号の区分 (法第 7 条第 2 号ハに該当する者又は法第 15 条第 2 号イに該当する者)については、その有する資格等の区分) について別表 (二) の分類に従い、該当するコードを記載すること。

様式第二十二号の九 (第十三条の二関係)

届

出 書

令和 年 月 日

知事 殿

届出者

印

以下のとおり、国土交通大臣に「譲渡及び譲受け合併分割」の認可の申請を行いましたので届出をします。

記

1. 届出者に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている建設業	

2. 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する事項

(1) 譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている建設業	

(2) 譲受人、合併存続法人若しくは合併により設立される法人又は分割承継法人に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている建設業	

(3) その他

認可の申請先の地方整備局等申請	申請を行った日	
譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の予定日		

記載要領

「譲渡及び譲受け合併分割」については、不要なものを消すこと。

2 (2) について合併により設立される法人又は分割承継法人 (新設分割により設立される法人に限る。) である場合には、許可番号及び許可を受けている建設業については記載を要しない。

3 2. (1) 又は (2) について届出者と同一である場合には、名称の欄に「届出者と同一」と記載することで、2. (1) 又は (2) の名称以外の部分については記載を要しない。

(新設)

(第 2 面) (用紙 A 4)

<被相続人に關する事項>

許可を受けていた 遺 産 1 7 (1.一般) (2.特定)
商号又は名称のフリガナ 1 8

商号又は名称 1 9

フリガナのフリガナ 2 0
氏 名 2 1

主たる営業所の所在地市区町村 2 2
主たる営業所の所在地 2 3

郵便番号 2 4
フリガナ番号

業 業 の 有 無 2 5 (1.有) (2.無)
大抵コード

許可番号 2 6 2 7
国士交通大臣許可(一般) 2 8
国士交通大臣許可(特) 2 9
令和 年 月 日

連絡先
所属等
フリガナ番号
氏名
電話番号

Grid for registration details including 船運的船名, 市区町村名, and 電話番号.

建設業以外に行っている営業の種類